

その他

提案・意見

保育士 保育料について（回答:10月31日時点）

10月の保育料の引き落とし日はいつですか？口座振替からコンビニ支払いに変更できますか？

妻が保育士をしています。物価があがる一方で保育士の給料は一向に上がらず、一般の事務職員のほうが手取りも高いです。

国家資格を持つ保育士なのに給料が安すぎませんか？そして保険証も変わり制度も分かりません。

回答

10月の保育料の引き落とし日は31日です。

毎月末が引き落とし日（12月のみ26日）で、月末が土日であれば次の営業日となります。

口座振替からコンビニ支払い（納付書払い）に変更することは可能です。

ただし、申し出の時期によっては口座振替の停止が間に合わない場合もありますので、詳しくは保育課までお問い合わせください。

なお、保育士の給与改善については国の「コロナ克服・新時代のための経済対策」において、令和4年2月より給与月額3%程度の引き上げを実施しております。

ご理解のほどよろしくお願いします。

担当課

保育課 （2022年10月回答）〔10/31～11/4〕